

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 19 日（金）第 653 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い） 1
○保安林の指定の解除	（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定の解除予定の通知	（森づくり推進課取扱い） 2
○漁船保険付保義務発生	（水産振興課取扱い） 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（3件）	（水産振興課取扱い） 2
○肥料の登録	（経営技術課取扱い） 3
○令和7年度自衛官の募集	（危機管理課取扱い） 3

公

告

○公募によらない指定管理者の候補者選定の公告	（PR観光課取扱い） 4
○指定管理者の公募公告（2件）	（国際交流課取扱い） 4
	（文化振興課取扱い） 6
○公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（2件）	（文化振興課取扱い） 7

労 働 委 員 会 告 示

○鹿児島県労働委員会あっせん員候補者の告示	（労働委員会事務局取扱い） 8
-----------------------	-----------------

正

誤

○鹿児島県公報第620号（令和7年5月27日付け）の一部訂正	（農地整備課取扱い） 9
○鹿児島県公報第624号（令和7年6月10日付け）の一部訂正	（農地整備課取扱い） 9
○鹿児島県公報第625号（令和7年6月13日付け）の一部訂正	（農地整備課取扱い） 9

告

示

鹿児島県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和7年9月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

南九州市知覧町厚地字河口4075番，字落シ4205番，4207番，字厚木穴4224番から4226番まで，4242番，字久志木ヶ比良4271番4，字赤木4294番，4306番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第576号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
薩摩川内市サーキュラーパーク一丁目 6 番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第577号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第578号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、錦海加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第579号

阿久根市波留6186番地40 倉津重信及び阿久根市波留6244番地52 倉津晴憲からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業、主として棒受網漁業を営む漁業又は機船底びき網漁業及び棒受網漁業を併せて営む漁業

鹿児島県告示第580号

阿久根市波留6186番地35 倉津春男及び阿久根市塩鶴町一丁目101番地 松永正友からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市阿久根区域（阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域，阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第581号

薩摩川内市下甑町青瀬691番地 春田富男及び薩摩川内市下甑町青瀬690番地 兵頭幸基からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町青瀬区域（薩摩川内市下甑町青瀬の地区）
- 2 区分 ぶり雑魚定置漁業，雑魚定置漁業，小型定置漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第582号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により，次のとおり肥料の登録をした。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1375号	令和 7 年 9 月 9 日	令和 13 年 9 月 8 日	ひまし油かす及びその粉末	粒状ひまし油かす	窒素全量 9.0 りん酸全量 3.0 加里全量 1.0	該当なし	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志町志布志3309番地

鹿児島県告示第583号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和 7 年度第 3 ・ 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
自衛官候補生
- 2 募集期間
令和 7 年 9 月 22 日から同年 10 月 16 日まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験（WEB 試験）
令和 7 年 10 月 20 日から同月 23 日まで
 - (2) 口述試験及び身体検査

令和 7 年 10 月 23 日

4 応募資格

- (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者
- (2) 32 歳の者は、採用予定月（令和 7 年 10 月若しくは令和 8 年 3 月）の末日現在において、33 歳に達していない者

5 試験場

試 験 場 の 名 称	試 験 場 の 位 置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49
（予備：陸上自衛隊国分駐屯地）	霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号

6 その他

詳細については、自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号 099-253-8920）に問い合わせること。

公 告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 公の施設の名称

鹿児島県奄美パーク（以下「奄美パーク」という。）

2 公の施設の所在地

奄美市笠利町節田 1834 番地

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 奄美パークの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(4)において同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) 奄美群島の自然、文化又は歴史に関する資料、田中一村の絵画等（(3)において「資料等」という。）の保管及び展示に関する業務
- (3) 奄美パークの資料等の調査に関する業務
- (4) 奄美パークの施設の利用の許可に関する業務
- (5) 奄美パークの利用に係る料金に関する業務
- (6) 奄美パークの利用の促進に関する業務
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、奄美パークの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田 康一

1 公の施設の名称

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター（以下「研修センター」という。）

2 公の施設の所在地

鹿屋市高隈町 3811 番地 1

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 研修センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(3)及び(4)において「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (2) 研修センターを利用した研修に関する業務
- (3) 施設等の利用の許可に関する業務
- (4) 施設等の利用に係る料金に関する業務
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、研修センターの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税，地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6 複数の団体等による申請

研修センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）から同年 10 月 20 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除

く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和 7 年 10 月 20 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。

9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県観光・文化スポーツ部国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）において、令和 7 年 9 月 19 日（金）から同年 10 月 20 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県文化センター（以下「文化センター」という。）

2 公の施設の所在地

鹿児島市山下町 5 番 3 号

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 文化センターの施設（設備及び備品を含む。(2)から(4)までにおいて同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) 文化センターの施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 文化センターの施設の利用の許可に関する業務
- (4) 文化センターの施設の利用に係る料金に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、文化センターの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加

- える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、
金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
文化センターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5の(1)に掲げる要件は、当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。
- 7 申請の方法
(1) 申請書類
ア 指定管理者指定申請書
イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
ウ 管理の業務に関する収支予算書
エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
カ その他知事が必要と認める書類
(2) 申請書類の提出先
鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課文化振興係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
令和7年9月19日（金）から同年10月20日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送により提出する場合は、令和7年10月20日午後5時15分までに必着のこと。
- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
(1) 詳細は、募集要項によるものとする。
(2) 募集要項は、鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課文化振興係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和7年9月19日（金）から同年10月20日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和7年9月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県霧島国際音楽ホール（以下「音楽ホール」という。）
- 2 公の施設の所在地

霧島市牧園町高千穂3311番地29

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 音楽ホールの施設（設備及び備品を含む。(2)から(4)までにおいて同じ。）の維持管理に関する業務
- (2) 音楽ホールの施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 音楽ホールの施設の利用の許可に関する業務
- (4) 音楽ホールの施設の利用に係る料金に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、音楽ホールの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

.....

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県霧島アートの森（以下「アートの森」という。）

2 公の施設の所在地

始良郡湧水町木場6340番地220

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) アートの森の施設、設備、彫刻等（彫刻その他の美術作品及びこれらに類する資料をいう。）及び備品の維持管理に関する業務
- (2) アートの森の施設を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- (3) アートの森の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- (4) アートの森の施設及び設備の利用に係る料金に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、アートの森の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

5 適用条文

鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

労働委員会告示

鹿児島県労働委員会告示第 3 号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定により、鹿児島県労働委員会あっせん員候補者を次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 19 日

鹿児島県労働委員会会長 采女博文

あっせん員候補者名簿

氏 名	職 業 等	委嘱年月日
采女 博文	現 鹿児島大学名誉教授	平成27. 7. 14
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
古川 仲二	元 鹿児島県教育長	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	
畑井 清隆	現 志学館大学教授	令和 6. 7. 1
	現 鹿児島県労働委員会公益委員	

保澤 享平	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 6. 7. 1
前原 友紀子	現 弁護士 現 鹿児島県労働委員会公益委員	令和 7. 4. 8
下町 和三	現 連合鹿児島会長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	平成30. 7. 2
木佐貫 美保	現 U Aゼンセンイケダパン労働組合中央執行書記長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 2. 7. 1
岡 良二	現 私鉄総連鹿児島県連絡協議会議長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 4. 7. 1
眞下 浩一	現 U Aゼンセン鹿児島県支部長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 6. 7. 1
中川路 守	現 鹿児島県教職員組合執行委員長 現 鹿児島県労働委員会労働者委員	令和 7. 9. 9
濱上 剛一郎	現 鹿児島県経営者協会専務理事 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	平成30. 7. 2
水淵 大作	現 水淵電機株式会社代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 2. 7. 1
吉田 健朗	現 株式会社南日本総合サービス代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 4. 7. 1
竹之内 日出晴	現 株式会社共進組代表取締役社長 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 6. 7. 1
宮之原 美香	現 株式会社清友専務取締役 現 鹿児島県労働委員会使用者委員	令和 6. 7. 1
坂元 純一	現 鹿児島県労働委員会事務局長	令和 6. 4. 9
大重 英一郎	現 鹿児島県労働委員会事務局総務課長	令和 5. 4. 11
宮里 和子	現 鹿児島県労働委員会事務局審査調整監	令和 7. 4. 8

正 誤

令和 7 年 5 月 27 日付け鹿児島県公報第 620 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から 22 行目	第 18 条第 17 項	第 18 条第 18 項

令和 7 年 6 月 10 日付け鹿児島県公報第 624 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から 11 行目	第 18 条第 17 項	第 18 条第 18 項

令和 7 年 6 月 13 日付け鹿児島県公報第 625 号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から 18 行目	第 18 条第 17 項	第 18 条第 18 項